

第 5 準備書面

令和元年 9 月 24 日

東京地方裁判所民事第 3 部 A1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 竹 下 博 將

外 16 名

第 1 準備書面(5)に対する認否

同第 1 ないし第 3 の主張は認める。

第 2 準備書面(6)に対する認否及び反論

- 1 同第 1 の 2 の事実及び主張のうち、被告引用の文献に被告引用の記載があること、民法 790 条が子の氏の取得について定めていることは認め、その余は否認ないし争う。

子の利益を図るには、婚姻関係の安定と父子関係の確立を重視し、子の氏が定まるための法解釈をすべきである。子の氏の定めについて解釈する結果、婚姻関係の安定と父子関係の確立を図れなくてもよいかのごとき被告の主張は、本末転倒であろう。

- 2 同第 2 の主張は争う。

以上